

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する命令案について（概要）

こども家庭庁成育局保育政策課
文部科学省初等中等教育局幼児教育課

1. 改正の趣旨

- 幼保連携型認定こども園に配置する保育教諭その他の職員及びその員数については、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律77号）第13条第1項及び第2項において、主務省令で定める最低基準に従い、条例で基準を定めることとされている。
- 今般、安心してこどもを預けられる体制整備を急ぐため、「こども未来戦略」（令和5年12月22日閣議決定）において、「2024年度から、制度発足以来75年間一度も改善されてこなかった4・5歳児について、30対1から25対1への改善を図り、それに対応する加算措置を設ける。また、これと併せて最低基準の改正を行う（経過措置として当分の間は従前の基準により運営することも妨げない。）」とされたところ。
- これに基づき、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府、文部科学省、厚生労働省令第1号。）の一部を改正し、幼保連携型認定こども園における満4歳以上児の職員配置の最低基準について見直しを行うとともに、これも踏まえ、満3歳児の職員配置の最低基準についても併せて見直しを行う。
- 一方、地域によっては教育・保育人材の確保に困難を抱えており、基準に見合うだけの職員を確保できず、新たな職員配置基準に従った教育・保育の提供体制の整備が困難となる可能性があることから、当分の間経過措置を設ける。

2. 改正の概要

- 幼保連携型認定こども園について、満3歳以上満4歳未満の園児おおむね20人につき1人以上の職員を置くこととされているところを、おおむね15人につき1人以上とするよう改め、満4歳以上の園児おおむね30人につき1人以上の職員を置くこととされているところを、おおむね25人につき1人以上とするよう改める。

○ また、附則において、当分の間、なお従前の例によることができることとする経過措置を設ける。

○ その他所要の経過措置を設ける。

3. 根拠条項

○ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律
第13条第2項

4. 施行期日等

○ 公 布 日：令和6年2月中旬（予定）

○ 施行期日：令和6年4月1日